本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第78号

令和5年3月発行

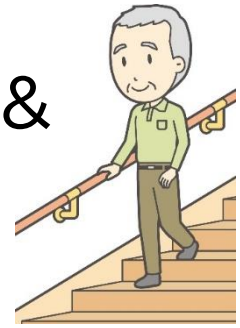
〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　8：30～17：15　土日祝日年末年始（12/29～1/3）除く　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

～住み慣れた自宅をより生活しやすくするために～

介護保険を利用した

福祉用具貸与・購入＆住宅改修





介護保険では、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具について、貸与や購入をすることができます。また、自宅の段差の解消や手すりの設置などの住宅改修も行うことができます。住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、福祉用具や住宅改修を上手に利用しましょう。

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

・介護度により利用できる用具が違います。

福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

・要支援、要介護どちらでも利用できます。
・年間（4月1日から1年間）10万円が上限です。
・申請と指定事業者からの購入が必要です。

○　利用できる
×　原則利用できない
△　尿のみ吸引は利用できる

	要支援1.2 要介護１	要介護 2.3	要介護 4.5
手すり・スロープ（工事伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖 	○	○	○
車いす（付属品）、特殊寝台（付属品）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト 	×※	○	○
自動排せつ処理装置	△	△	○

※車いすや特殊寝台（介護用ベッド）等については、自費でのレンタル利用もできます。地域包括支援センターや担当ケアマネジャーにご相談ください。

腰掛便座 
入浴補助用具 
（入浴用いす、浴槽内いす等）
簡易浴槽
自動排せつ処理装置の交換部分
移動用リフトのつり具の部分



利用料はどうなるの？

貸与では、月々の利用限度額内で、1～3 割が自己負担となります。
購入では、購入費の 1～3 割が自己負担となります。

裏面の答え：「ず」

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)



・要支援でも要介護でも利用できます。
・原則1回限り20万円が上限です。(複数回に分けての利用も可)
・事前と事後に申請が必要です。
・複数業者からの見積もりをとりましょう。
・改修内容が対象となるかどうかを市介護保険課や担当ケアマネジャーにご相談ください。
・改修にかかった費用の 1～3 割が自己負担となります。

【住宅改修の対象となる工事の例】
手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材への変更、開き戸から引き戸等への取り替え、和式から洋式への便器取り替え等

認知症サポーター養成講座　参加者募集



「認知症サポーター養成講座」では、認知症の原因となる病気や認知症の症状を知り、寸劇やロールプレイを通して、よりよい対応方法を学びます。一人でも多くの方に、サポーターになっていただくことで、認知症への理解が広がり、認知症の人とその家族にやさしい地域を作っていくことにつながります。あなたもサポーターになってみませんか！



受講修了者には「認知症サポーター証」を差し上げています。

■日　　時　4月29日(土)14:00～15:30
■会　　場　はにぽんプラザ　活動室 D･E
■参 加 費　無料
■対　　象　市内在住･在勤･在学の方　25名(先着順)
■申込･問合　3月27日(月)から下記まで電話または申込フォームからお申し込みください。

本庄西地域包括支援センター本庄市社協
電話　0495-22-7088

←申込フォーム

ひらがな３文字クロスワード

	す	
み		な
	め	

★３月の予定★



日時・会場	行事
３／２７（月） １３：３０～１５：３０ はにぽんプラザ２階 活動室 D・E	**オレンジカフェ・認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。
３／２９（水） １０：００～１２:００ 本庄東地域包括支援センター （本庄市本庄 3-1-21）	**認知症家族の会　本庄** 認知症のご家族を介護している方等が集まり、日々の介護のこと、悩みなどを話せる場です。 今月は近くの公園に散歩に行きます。ご一緒にいかがですか。